

給与所得者の皆さんへの大事なお知らせ

税源移譲によってほとんどのかたは、**国税(所得税)が平成19年1月から減り、地方税(市県民税=住民税)が平成19年6月から増えることとなります。**

☎ 税務課 (☎内線243・244)

給与支払明細書					
支給関係	給料	扶養手当	住居手当	
控除関係	所得税	市県民税	健康保険	

平成19年1月分からは、平成18年分と比べると減ります

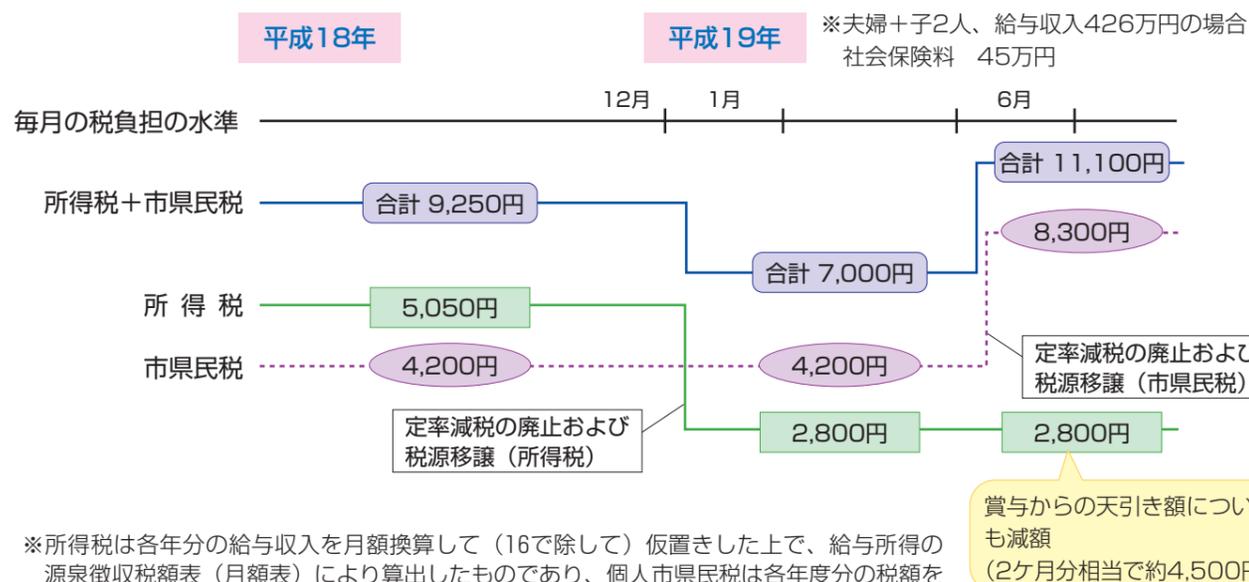
平成19年6月分からは、平成18年分(H18年1月1日~12月31日)の収入に対してかかります。

モデルケース 夫婦+子ども2人・給与収入426万円(年額)

平成18年		平成19年	
市県民税	54,800円	市県民税	109,700円
・定率減税 △ 4,200円	50,600円	・人的調整控除 △ 10,000円	99,700円
所得税	89,800円	所得税	44,900円
・定率減税 △ 8,980円	80,800円		
合計	131,400円	合計	144,600円

※社会保険料が45万円控除されるものとして計算しています

平成19年の税額変動イメージ(月額)



※所得税は各年分の給与収入を月額換算して(16で除して)仮置きした上で、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)により算出したものであり、個人市県民税は各年度分の税額を月額換算した(12で除した)ものである

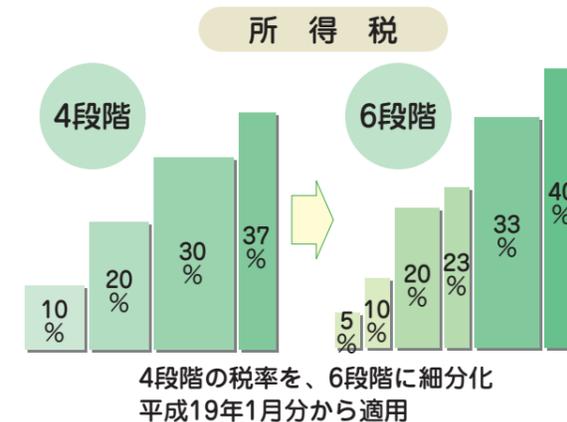
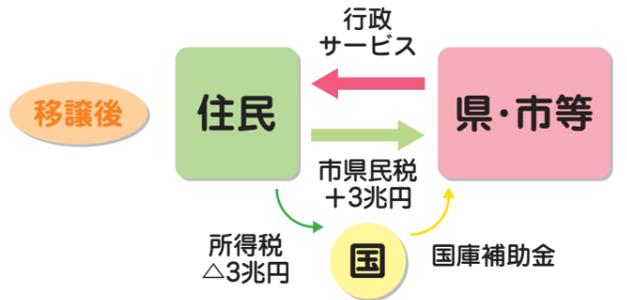
平成19年から あなたの所得税・市県民税が変わります

☎ 税務課 (☎内線243・244)

平成19年から税源移譲により、所得税と市県民税の税率が変わります

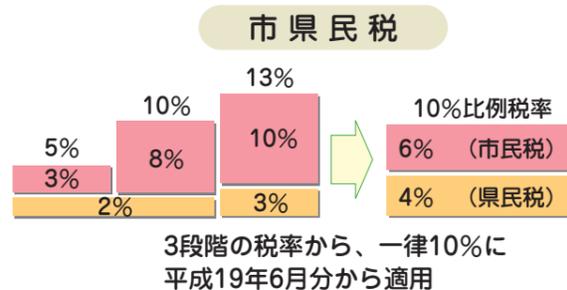
何が変わるの?

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲」です。税源移譲では、所得税(国税)と市県民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。



どう変わるの?

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、より良い行政サービスを受けられるようになります。ほとんどのかたは、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から市県民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+市県民税」の負担は基本的に変わりません。ただし、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご注意ください。



※ 定率減税が廃止されます

景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として、平成11年度から導入されていた定率減税が、最近の経済状況をふまえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、市県民税は平成19年6月分から)

市県民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成19年1月1日現在、67歳以上のかた(昭和15年1月2日以前に生まれたかた)で、前年の合計所得金額が125万円以下のかたは、平成17年度まで市県民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

